

平成27年度 保育施設の園児を募集します



各施設または子育て支援課 ☎ 65-1242

FAX 37-3844

**平成27年4月から「子ども・
子育て支援新制度」が始ま
ります**

**平成27年度から施設利用を
希望する場合**

新制度において、保育園・

認定こども園・公立幼稚園の
施設を利用する場合は、新たに**保育の必要性の認定**を受けるための申請と入園申し込みを行なう必要があります。

申し込みについては、入園希望の各施設または現在利用している施設で配布する申請書類を、その施設へ提出してください。

なお、私立幼稚園については、すでに入園申し込みが始まっていますが、新たに認定申請が必要となつた場合（保育認定が必要となつた場合、保育園と併願する場合など）には、改めて認定申請をする必要があります。



(表1) 必要な添付書類（例）

該当事由	必要な添付書類
会社などに勤務している人	雇用証明書 ※勤務先で記入してもらってください。
自営業、農業、漁業に従事している人	就労状況確認書、耕作証明書、水揚証明書など ※いざれも民生委員による証明が必要です。
妊娠中または出産後の人	母子健康手帳（写） ※出産予定日の記載ページのみで可。

※上記添付書類によって、認定区分および利用可能時間が決まります。

◎受付期間
12月1日(月)～15日(月)

※土・日曜日は除きます。

◎受付場所

入所を希望する各施設
（P.9利用施設一覧表参照）
ついては、児童1人につき
1枚の提出とし、複数施設
への提出はできません。

◎対象
平成27年4月1日時点において、0歳（産後休暇終了後）から就学前までの児童
では、2年保育は平成22年4月2日から平成23年4月1日まで、1年保育は平成21年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた児童が対象となります。

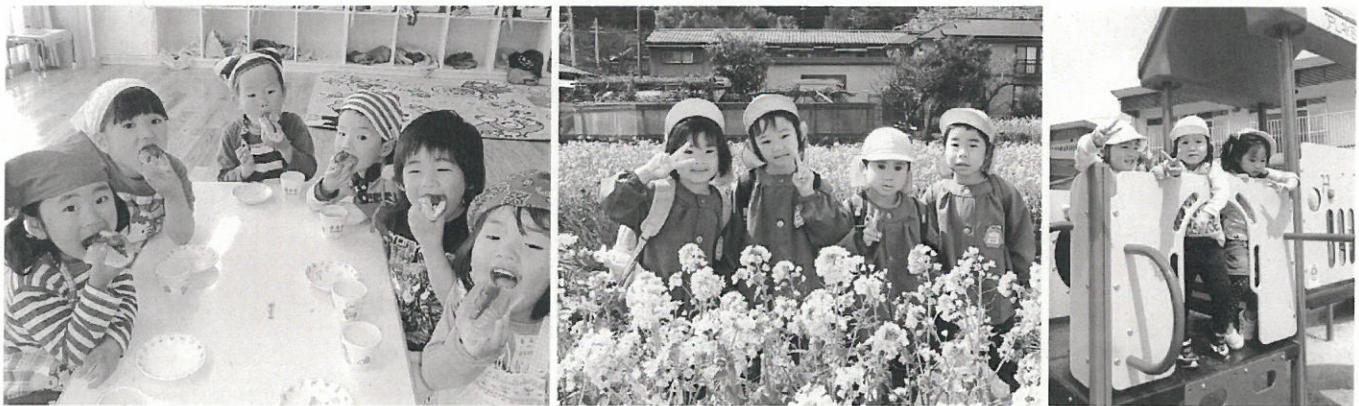
※平成27年4月1日付けで新規入園を希望する児童の申し込みが対象です。
※平成27年4月2日以後の中入園は、今回の申込対象外となります。

◎提出書類

①認定申請書兼入園申込書
(保育園・認定こども園と公立幼稚園で書類は異なります。)
※12月1日(月)から各施設で配布しますので、第1希望～第3希望を記入し、お子さんを連れて、第1希望の施設に提出してください。

②添付書類（上記表1参照）

各家庭の事情により添付書類は異なります。認定申請書兼入園申込書の受取時に入所の手続きをご確認ください。



(表2) 新制度における認定区分

認定区分	該当区分	利用可能時間	特記事項
1号認定	満3歳以上の児童で、幼稚園・認定こども園を利用する場合 ※私立幼稚園で新制度へ移行しない場合は、認定の必要はありません。詳細は各幼稚園にお問い合わせください。	教育標準時間 (4時間が基本)	教育標準時間と預かり保育(別途利用料が必要)の組み合わせにより、8時間/日の利用が可能です。
2号認定	満3歳以上の児童で、保育の必要な事由に該当し、保育園・認定こども園を利用する場合	①保育標準時間 (最大で11時間/日) ②保育短時間 (最大で8時間/日)	保育短時間の設定時間帯を超えた利用の場合は、別途延長保育利用料が必要となります。
3号認定	満3歳未満の児童で、保育の必要な事由に該当し、保育園・認定こども園などを利用する場合		

認定区分の基準

2号・3号認定において保育の必要性を認定する場合、次のいずれかの事由に該当することが必要です。集団生活を経験させたいなどの理由での保育認定はできません。

保育標準時間と保育短時間とに区分します。
④親族などの介護・看護
保護者が、親族の介護や看護に従事するため、児童の保育が必要と認められる場合で、1ヶ月の従事時間(①の就労時間に準じる)によって保育標準時間と保育短時間とに区分します。

⑨その他

①～⑧に類するとして市長が認める場合で、必要時間(①の就労時間に準じる)によつて保育標準時間と保育短時間とに区分します。

※1号認定においては、上記事由に該当する必要はありません。

⑧虐待などの恐れがあること

保護者や児童にDVを受けたる恐れがある、または児童が虐待を受ける恐れがあると認められる場合で、保育標準時間と保育標準時間とに区分します。

- ①就労
フルタイムのほか、パートタイム、夜間など全ての就労を含みます(1ヶ月当たりの勤務日数が16日以上、月の勤務時間が64時間以上必要)。
- ②妊娠・出産
120時間以上を保育標準時間に区分することにより、利用可能な時間が決定します。
- ③保護者の疾病・障がい
保護者が入院や自宅療養などで児童の保育が必要と認められる場合で、保育標準時間を基本とします。
- ④親族などの介護・看護
保護者が就学(職業訓練校への入校を含む)するため、児童の保育が必要と認められる場合で、1ヶ月の授業時間など(①の就労時間に準じる)によつて保育標準時間と保育短時間とに区分します。



こども・子育て支援新制度が始まります



○保育料
保育料（延長保育利用料などを含む）については、国が定める上限額の範囲内で、市が定めることとなっており、現在検討を進めています。内容が決まり次第、市政だよりや市ホームページなどでお知らせします。

入可能人数を超える場合は、優先度合いによって市において入園調整を行います。この結果、希望された施設への入園が困難となつた場合、他の施設へ変更していただくことがあります。

○申込手続
認定申請書兼現況届を利用施設に提出してください。また、保育を必要とする事由によつて必要となる添付書類が異なりますので、認定申請書兼現況届を提出する際に入所の手引きをご確認ください。

成27年3月上旬までに、保育の必要性の認定および利用施設の入園を決定する予定です。

●入園決定

提出書類の内容確認後、平成27年3月上旬までに、保育の必要性の認定および利用施設の入園を決定する予定です。

○受付場所
現在利用している保育園・公立幼稚園（利用施設一覧表参照）

保育園・認定こども園については、市担当者による入園面接は実施しませんが、公立幼稚園については別途お知らせする予定です。

現在、保育園または公立幼稚園に在園し、来年度も継続して利用する場合

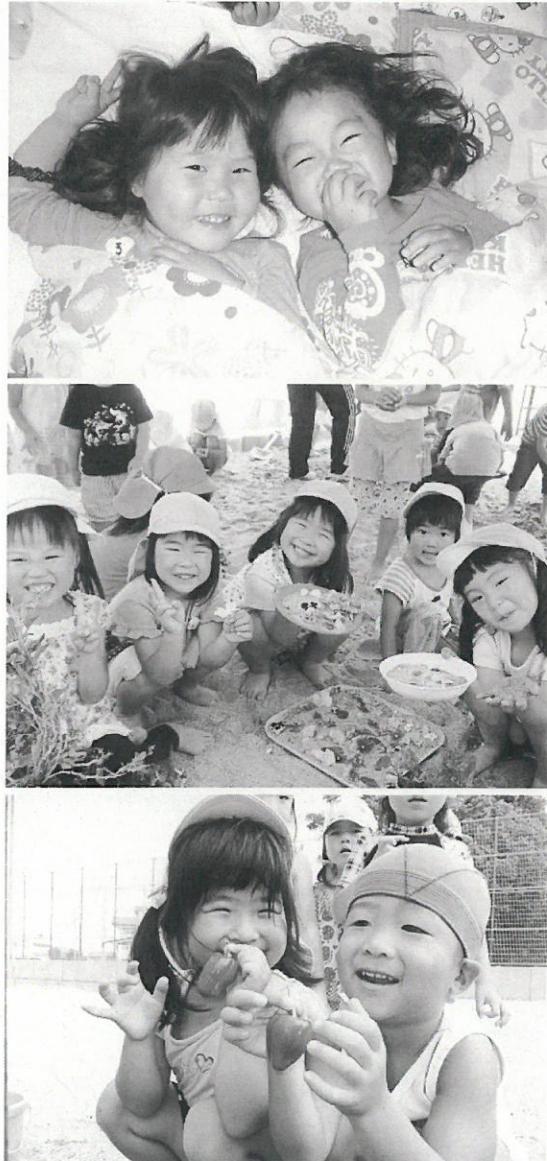
●受付期間
12月16日(火)～12月26日(金)
※土曜・日曜は除く

【利用施設一覧表】 ※現時点で新制度の対象となる施設のみを掲載

	保育所名	所在地	電話番号	開設時間
公立	若宮保育園	新田町 1-8-38	☎ 32-4194	7時30分～18時
	新居浜保育園	泉宮町 7-11	☎ 32-3624	
	金子保育園	久保田町 1-3-13	☎ 32-3091	
	高津保育園	松の木町 3-12	☎ 32-2032	
	垣生保育園	垣生 4-2-25	☎ 45-0401	
	多喜浜保育園	多喜浜 5-4-53	☎ 45-0362	
	東田保育園	東田 1- 甲 1215-1	☎ 41-7576	
	船木保育園	船木甲 4319	☎ 41-6008	
	角野保育園	中筋町 2-4-34	☎ 41-7238	
	大生院保育園	大生院 344-1	☎ 41-7232	

	保育所名	所在地	電話番号	開設時間
私立	朝日保育園	新須賀町 3-4-5	☎ 32-4647	延長保育19時まで
	みなど保育園	港町 15-38	☎ 32-3225	
	十全保育園	西原町 2-3-12	☎ 33-3055	
	新居浜八雲保育園	八雲町 2-14	☎ 32-5604	
	ルンビニ乳幼児保育園	東雲町 3-2-2	☎ 33-2026	
	さくら乳児園	桜木町 11-21	☎ 35-1381	
	新居浜南沢津保育園	高津町 12-58	☎ 32-9654	
	ミドリ保育園	八幡 2-4-69	☎ 33-3789	
	めぐみ保育園	田の上 3-1-53	☎ 46-1414	
	新田保育園	角野新田町 3-12-51	☎ 41-5401	
	泉州保育園	松原町 11-15	☎ 41-7211	
	みどり園保育所	喜光地町 2-6-8	☎ 41-5031	
	すみれ保育園	土橋 2-13-16	☎ 41-5039	
	中萩保育園	中萩町 6-16	☎ 41-7233	
	新居浜上部乳児保育園	中村 2-8-49	☎ 41-1339	
	新居浜萩生保育園	萩生 1091-1	☎ 40-0422	

公立幼稚園	名称	所在地	電話番号
	王子幼稚園	王子町 2-2	☎ 32-4815
	神郷幼稚園	郷 3-8-16	☎ 45-0170
認定こども園 (平成27年新設予定)	認定こども園泉幼稚園	王子町 4-30	☎ 32-4088



●入園面接

保育園・認定こども園については、市担当者による入園面接は実施しませんが、公立幼稚園については別途お知らせする予定です。

面接は実施しませんが、公立幼稚園については別途お知らせする予定です。

現在、保育園または公立幼稚園に在園し、来年度も継続して利用する場合

